

大 学 長
短期大学（部）長
各 高等専門学校長 殿
専修学校（専門課程）長

独立行政法人 日本学生支援機構
理事長 吉 岡 知 哉

海外留学支援制度（協定派遣）感染症危険情報レベル2又はレベル3の国への
学生の派遣について【第一報】

「海外留学支援制度（協定派遣）」は、外務省の「海外安全ホームページ」上のレベル2以上の国・地域は対象外となっております。（「2021年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」（以下、「2021年度事務手続きの手引き」という。）9ページ参照）

この度、下記の要件を満たす場合は、外務省による感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）又はレベル3（渡航中止勧告）の国・地域に派遣する学生についても奨学金の支給を認めることとします。

つきましては、感染症危険情報レベル2又はレベル3の国・地域に派遣する学生の奨学金の給付に係る事務手続きについて、下記のとおり取扱うこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象者

（1）2021年8月以降、海外留学支援制度（協定派遣）のプログラムに参加する学生

2. 派遣学生の登録申請について

（1）派遣学生の登録申請について

派遣学生の登録申請については、登録申請前に別紙「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」の内容を派遣学生全員に周知し、理解させたうえで、海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）管理システムから様式T-1「新型コロナウイルス感染症の影響下における派遣学生の登録申請に係る誓約書」を添付し、登録申請してください。

（2）登録申請スケジュールについて

登録申請スケジュールは「2021年度事務手続きの手引き」のとおりとなります。支給開始を8月にする場合は、7月5日（月）までに登録データ申請を行う必要があります。（「2021年度事務手続きの手引き」17ページ参照）

申請期間中に申請ができなかった場合は、「2021年度事務手続きの手引き」19ページ（6）を参照してください。

3. 奨学金の支給開始時期

誓約書を提出された月より前については、奨学金の月額、渡航支援金は支給できません。

例

誓約書提出月	「レベル2又はレベル3」 の国・地域への渡航日	プログラムへの参加を 開始した月	「レベル2又はレベル3」の国・地域への渡航 による本措置での奨学 金支給開始月
2021年7月	2021年8月	2021年8月	2021年8月
2021年8月	2021年8月	2021年9月	2021年9月
2021年8月	2021年7月	2021年9月	2021年9月

※ 本制度では、派遣学生に渡航支援金を支給します。

4. 提出書類

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の影響下における派遣学生の登録申請に係る誓約書」(様式T-1)

5. 対象となるプログラム期間及び対象国・地域について

- (1) 対象となるプログラム期間

派遣期間9か月以上

※奨学金の支給月数(回数)が9か月分以上となる場合を対象とします。支給月数(回数)の考え方は、「2021年度事務手続きの手引き」11ページを参照してください。

- (2) 対象国・地域

インド、パキスタン、ネパールを除く国・地域

※新型コロナウイルス感染症の事由により感染症危険情報レベル2又はレベル3になっている場合のみ。

本通知は、新型コロナウイルス感染症の影響下における感染症危険情報レベル2又はレベル3の国への学生の派遣について推奨するものではありません。本手続きを行う場合は、現状で留学することへの危険性について理解し、安全面や危機管理について十分検討したうえで、学校の責任において手続きいただきますようお願いいたします。

以 上